

平成25年第1回臨時会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成25年4月11日 開会

平成25年4月11日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成25年第1回鳴沢村議会臨時会会議録

平成25年4月11日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡辺政司
7番 渡辺明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡辺 寛

7、会議事件

選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件

選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件

選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件

選挙第3号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠
選挙の件

選挙第4号河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件

選挙第5号富士五湖広域行政事務組合議会議員補欠選挙の件

選挙第6号青木が原ごみ処理組合議会議員補欠選挙の件

選挙第7号青木ヶ原衛生センター議会議員補欠選挙の件

選挙第8号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の件

承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分
につき承認を求める件

承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定
める専決処分につき承認を求める件

8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 会期の決定

追加日程第1 鳴沢村議会議長辞職の件

追加日程第2 選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件

追加日程第3 鳴沢村議会副議長辞職の件

追加日程第4 選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件

追加日程第5 選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

追加日程第6 選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件

追加日程第7 選挙第3号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護
組合議会議員補欠選挙の件

追加日程第8 選挙第4号河口湖南中学校組合議会議員補欠選
挙の件

追加日程第9 選挙第5号富士五湖広域行政事務組合議会議員
補欠選挙の件

追加日程第10 選挙第6号青木が原ごみ処理組合議会議員補欠
選挙の件

追加日程第11 選挙第7号青木ヶ原衛生センター議会議員補欠
選挙の件

追加日程第12 選挙第8号山梨県後期高齢者医療広域連合議会
議員補欠選挙の件

日程第4 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定
める専決処分につき承認を求める件

日程第5 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正
する条例を定める専決処分につき承認を
求める件

◎議長あいさつ

議長（三浦利雄君） 平成25年第1回臨時会開会に先立ち、ごあ
いさつ申し上げます。

私の段取りの悪さから、皆さんにご足労いただきましたこと、
また関係各位の皆様に対しましても、大変恐縮しておりますと
同時に、ご出席いただきましたことに感謝を申し上げたいと、
こんなふうに思います。

臨時会が所期の目的を達成して実のある議会となりますように、
皆様のご協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

開会 午後4時01分

議長（三浦利雄君） ただいまから、平成25年第1回鳴沢村議会
臨時会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を
開きます。

◎村長あいさつ

議長（三浦利雄君） ここで村長より本臨時会招集に際してのあいさつを受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、ご苦労さまです。

平成25年第1回鳴沢村議会臨時会に議員全員の参加をいただきまして、ありがとうございます。

小学校の入学式の折にも申し上げましたけれども、議長より要望がありました議会事務局長専任の件につきましては、今までの例だと、係長クラスが当たるといようなことも踏まえ、今の係長が前年度事業、引き続きの事業が多く、議会のほうにはちょっと出向できないといような考えと、また平成24年度で臨時雇用対策も打ち切られるといようなことで、小学校をはじめ教育委員会、また青パトの事業も今年度は行えないわけでございます。そんなことで、少ない職員の中で兼任で皆さんは努力しているわけございまして、そんな折に議長さんから申し出がありました議会事務局長専任といようなことは、ちょっと今回は無理だといような思いで、4月1日に辞令を発令したわけでございます。どうか議員の皆さんには、ご理解、ご配慮のほどをお願いいたしますとともに、今日の臨時会に上程する案件は、承認が2件でございます。その後、議会構成等があるようでございますので、皆さん方のスムーズな運営をお願いして、私のあいさつにさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（三浦利雄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、佐藤博水君、小林昭一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の委嘱、委任について通知がありましたので、ご了承願います。

次に、4月8日に議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

4月8日午後3時より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

出席者は、委員5名全員と、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

決定された事項については、次の3項目であります。

- 1、会期は、本日1日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。
- 2、議案付託は、配布してある議案付託表のとおりとすること。
- 3、追加事件が発生した場合は、追加日程として議題とすること。

以上であります。

以上で議会運営委員会開催の報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これ
にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会
期は、本日1日間と決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時07分

副議長（渡邊明雄君） 会議を再開いたします。

議長、三浦利雄君から議長の辞職願が提出されております。
お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議
題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の
件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定
しました。

◎追加日程第1 鳴沢村議会議長辞職の件

副議長（渡邊明雄君） 追加日程第1、鳴沢村議会議長辞職の件を
議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、三浦利雄君の退場を求め

ます。

(10番 三浦利雄君 退場)

副議長(渡邊明雄君) まず、その辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局書記(渡邊 寛君) 辞職願。

このたび、一身上の都合により議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成25年4月11日、鳴沢村議会議長、三浦利雄。

副議長(渡邊明雄君) お諮りいたします。

三浦利雄君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、三浦利雄君の議長の辞職を許可することに決しました。

三浦利雄君、入室願います。

(10番 三浦利雄君 入室)

副議長(渡邊明雄君) ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第2 選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件

副議長(渡邊明雄君) 追加日程第2、選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規

定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

鳴沢村議会議長に田中 稔君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました田中 稔君を鳴沢村議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中 稔君が鳴沢村議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました田中 稔君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による当選告知をいたします。

田中 稔君の議長就任のあいさつについて、その発言を許可します。田中 稔君。

新議長(田中 稔君) 鳴沢村の議長という要職をご推挙いただきました。まことに光栄に存じます。

皆様のご推挙に対しまして、お引き受けをしたいと思います。お引き受けをした限りは、村議会のために、また地域住民のために努力していく所存でございます。皆様方のご指導、ご協力

をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

副議長（渡邊明雄君） 以上で、私の職務はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

田中 稔議長、議長席に着席願います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 1 3 分

再開 午後 4 時 1 4 分

議長（田中 稔君） 会議を再開いたします。

議長選挙に伴い、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、議席の変更をいたします。

1 番 佐藤博水君を 4 番に、2 番 小林昭一君を 1 番に、3 番 小林利雄君を 8 番に、4 番 渡辺久男君を 9 番に、5 番 渡辺 泉君を 7 番に、6 番 渡邊政司君を 2 番に、7 番 渡邊明雄君を 3 番に、8 番 小林茂澄君を 5 番に、1 0 番 三浦利雄君を 6 番に、田中 稔を 1 0 番に変更します。

ここで議席移動のため、暫時休憩いたします。

ただいま変更した議席へ移動をお願いいたします。

休憩 午後 4 時 1 5 分

再開 午後 4 時 1 6 分

議長（田中 稔君） 会議を再開いたします。

副議長、渡邊明雄君から副議長の辞職願が提出されております。お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の

件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 鳴沢村議会副議長辞職の件

議長（田中 稔君） 追加日程第3、鳴沢村議会副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡邊明雄君の退場を求めます。

（3番 渡邊明雄君 退場）

議長（田中 稔君） まず、その辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局書記（渡邊 寛君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願いします。

平成25年4月11日、鳴沢村議会副議長、渡邊明雄。

議長（田中 稔君） お諮りいたします。

渡邊明雄君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、渡邊明雄君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

渡邊明雄君、入室願います。

（3番 渡邊明雄君 入室）

議長（田中 稔君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、副議長選挙の

件を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第4 選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件

議長（田中 稔君） 追加日程第4、選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

鳴沢村議会副議長に小林茂澄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小林茂澄君を鳴沢村議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小林茂澄君が鳴沢村議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小林茂澄君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による当選告

知をいたします。

副議長、小林茂澄君の就任のあいさつについて、その発言を許可いたします。小林茂澄君。

新副議長（小林茂澄君） 5番 小林茂澄。

ただいま鳴沢村議会副議長の要職をいただきまして、大変恐縮しているところではありますが、議長の補佐役として今後ますます鳴沢村議会を盛り上げていく所存ですので、よろしく願いいたします。

議長（田中 稔君） お諮りいたします。

この際、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第5 選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

議長（田中 稔君） 追加日程第5、選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたします。

総務教育厚生常任委員に小林昭一君、渡邊政司君、小林茂澄君、小林利雄君、田中 稔を、建設産業経済常任委員に渡邊政司君、佐藤博水君、小林茂澄君、三浦利雄君、渡辺久男君を、広報常任委員に小林昭一君、渡邊明雄君、佐藤博水君、渡辺 泉君、小林利雄君を、予算決算常任委員に議員全員をそれぞれ指名し、

各常任委員に選任いたします。

なお、ただいま選任いたしました常任委員の任期の起算日は、委員会条例第4条の規定により、5月10日からとなるものでありますので、あらかじめ申し伝えます。

お諮りいたします。

この際、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第6 選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件

議長(田中 稔君) 追加日程第6、選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたします。

鳴沢村議会運営委員に渡邊明雄君、三浦利雄君、渡辺 泉君、小林利雄君、渡辺久男君をそれぞれ指名し、議会運営委員に選任いたします。

なお、ただいま選任いたしました議会運営委員の任期の起算日は、委員会条例第4条の規定により、5月10日からとなるものでありますので、あらかじめ申し伝えます。

お諮りいたします。

この際、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員、河口湖南中学校組合議会議員、富士五湖広域行政事務組合議会議

員、青木が原ごみ処理組合議会議員、青木ヶ原衛生センター議会議員、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の6件の一部事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第7から追加日程第12として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、6件の一部事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第7から追加日程第12として議題とすることに決しました。

◎追加日程第7 選挙第3号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙の件

◎追加日程第8 選挙第4号河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件

◎追加日程第9 選挙第5号富士五湖広域行政事務組合議会議員補欠選挙の件

◎追加日程第10 選挙第6号青木が原ごみ処理組合議会議員補欠選挙の件

◎追加日程第11 選挙第7号青木ヶ原衛生センター議会議員補欠選挙の件

◎追加日程第12 選挙第8号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の件

議長(田中 稔君) 追加日程第7、選挙第3号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙の件から、追加日程第12、選挙第8号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の件までの6件の選挙を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員に佐藤博水君、三浦利雄君を、河口湖南中学校組合議会議員に小林茂澄君、渡辺久男君を、富士五湖広域行政事務組合議会議員に渡邊明雄君、三浦利雄君を、青木が原ごみ処理組合議会議員に小林利雄君を、青木ヶ原衛生センター議会議員に渡辺 泉君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に小林昭一君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの一部事務組合議会議員補欠選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した諸君がそれぞれの一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま各一部事務組合議会議員に当選された諸君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項による当選告知をいたします。

◎日程第4 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例
を定める専決処分につき承認を求め
る件

議長（田中 稔君） 日程第4、承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（三浦寿得君） 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第3号等が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する村税条例の整備を行う必要があるため専決処分を行ったものであります。

今回改正される地方税法等の施行日が平成25年4月1日とされており、地方税法改正に伴う村税条例の改正を速やかに行わなければならない、特に急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、鳴沢村税条例の一部を改正する条例について、平成25年3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

主な改正点は、次のとおりです。

第1に、個人住民税における住宅ローン控除の拡充及び期間の延長についてです。平成26年4月から実施される消費税率引き上げに伴う過度な駆け込み需要や反動減を抑制するために、住宅ローン控除の対象期間を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合の控除限度額を、所

得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円に拡充するものであります。なお、平成26年1月から3月末までの取得に関しては、従前どおり所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円とするものであります。この措置による住民税減収額は、全額国費で補てんされます。

第2点目は、ふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しです。平成25年度から復興特別所得税が課されることとなったため、ふるさと寄附金を行った者が2,000円を超える額について全額控除できるよう特例控除額を見直すものであります。

第3点目は、納税環境の整備に関する改正です。国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を平成26年1月1日から引き下げるものであります。延滞金の利率は、本則割合が納期限の翌日から1ヶ月は年7.3%、1ヶ月経過後は年14.6%と定められています。市中金利が低金利で推移していることから、平成11年度から最初の1ヶ月に係る割合については、特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、その特例基準割合とする特例措置を講じておりました。特例基準割合とは、前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%で、平成22年1月1日から4.3%で変動がありませんでした。今回の改正により、特例基準割合を短期貸出約定平均金利+1%と改正することとなりました。その結果、現在の貸出平均金利を前提とすると、納期限の翌日から1ヶ月の利率は年4.3%から年3.0%、2ヶ月目からの利率は年14.6%から年9.3%に引き下げられる見込みです。

それでは、鳴沢村税条例の改正内容についてご説明いたします。

1ページをごらん願います。

鳴沢村税条例第34条の7第2項の改正につきましては、寄附金税額控除についての改正であります。

第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加えるものであります。

第54条の改正につきましては、固定資産税の納税義務者等についての改正であります。関連する他法令の字句の訂正に合わせ、第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削るものであります。

3ページをごらん願います。

第131条の改正につきましては、特別土地保有税の納税義務者等についての改正であります。第54条の改正同様、他法令の改正に伴い第4項中の「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削るものであります。

4ページ、5ページをごらん願います。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例についての改正であります。附則第3条の2中「、第52条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加

算した割合をいう。以下この条において同じ」に改め、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加えます。

第2項「当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。」という条項を加えます。

5ページ、6ページをごらん願います。

附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例についての改正であります。附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項）」に改め、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に改め、「前条」を「前条第2項」に改めます。

6ページ、7ページをごらん願います。

附則第4条の2は、公益法人等にかかる村民税の課税の特例についてですが、引用法令の改正に合わせ条項中の字句を改めるものであります。条項中の「第9項」を「第10項」に改めま

す。

7ページをごらん願います。

附則第7条の3の2は、住宅ローン控除の拡充及び期間の延長についてです。住宅ローン控除を平成29年末まで延長したことにより、条項中の「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改めます。

8ページをごらん願います。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例についての改正ですが、引用条項の改正に合わせ、条項中の「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加えるものです。

9ページをごらん願います。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例についての改正ですが、引用条項の改正に合わせ、第3項中の「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改めるものです。

9ページから14ページをごらん願います。

附則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についての改正ですが、この改正により関連する他の附則条項にも、本特例措置が適用されます。

まず、見出し中の「延長」を「延長等」に改めます。

同条第1項の全文を「その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生し

た東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)」から、10ページの「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。」と改めます。

別表につきましては、12ページのとおりです。

また、同条第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」にと改め、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、第2項とします。

第2項は、東日本大震災により居住用の家屋が滅失し、居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者の相続人についても第1項の規定を適用する旨の改正内容であり、13ページ、14ページに記載した改正後の規定のとおりであります。

14ページから16ページをごらん願います。

附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例についての改正ですが、引用条項の改正に合わせ、第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項」に改めます。

同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4

の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改めるものであります。

続きまして、附則について説明いたします。

附則第1条により、この条例は、平成25年4月1日から施行いたします。

ただし、同条第1号により、延滞金に関する特例、公益法人等に係る村民税の課税の特例、優良住宅地造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例につきましては、平成26年1月1日から施行いたします。

また、同条第2号においては、附則第7条の3の2で規定する住宅ローン控除の拡充及び期間の延長、第23条の改正で規定する東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の期間の延長については、平成27年1月1日から施行することと規定します。

附則第2条は、延滞金に関する経過措置を規定するものであります。改正後の村税条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしたします。

附則第3条は、村民税に関する経過措置を規定します。

同条第1項により、新条例附則第4条の2で規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修については、平成26年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度までの個人の村民税については、なお従前の例によるものとしたします。

同条第2項においては、新条例附則第22条の2第2項で規定する東日本大震災により居住用の家屋が滅失し、居住の用に供

することができなくなった所得割の納税義務者の相続人が平成25年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用するものといたします。

同条第3項においては、新条例附則第23条で規定する東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の期間の延長については、平成27年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度までの個人の村民税については、なお従前の例によるものといたします。

附則第4条においては、固定資産税に関する経過措置を規定いたします。

同条第1項により、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、別段の定めがあるものを除き、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものといたします。

同条第2項においては、新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下の耐震改修に係る契約が、平成25年4月1日前に締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の2第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とするものであります。

以上で承認第1号の専決処分理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (田中 稔君) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

**◎日程第5 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を
改正する条例を定める専決処分につ
き承認を求める件**

議長 (田中 稔君) 日程第5、承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長 (渡辺安司君) 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について提案理由をご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律第3号が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例につきましても、これに準じて所要部分の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

下にページ番号を振ってありますので、1ページをごらんください。

第5条の2の第1項第1号「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削除し、属する世帯の次に、「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」と、2ページの「において同じ」の次に、「及び特定継続世帯をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ」を追加し、同条第1項第3号に「（3）特定継続世帯2万6,250円」を追加するものであります。

第7条の3第1項第1号（1）から2ページ以降の第23条までの「特定世帯以外」を「特定世帯及び特定継続世帯以外」に変更し、第2号の次に第3号として所得割合により「特定継続世帯」の金額を追加するものであります。この内容につきましては、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、夫が75歳以上で後期高齢者医療制度の該当者となり、配偶者が一人国民健康保険の被保険者となった場合、世帯別平等割の負担が他の世帯に比べ高くなるため、平成20年度から平成24年度までの特例措置として2分の1に減額していたものを恒久化するものであります。また、現行措置に加えさらに3年間4分の1に減額するものであります。

6ページの附則第15項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に「第36条」を「第35条第1項」に改めるものであります。これは、震災後3年間の譲渡期限の特例措置を平成30年まで4年間延長したものであります。

また、附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものですが、第15項の規定は、平成26年1月1日

から施行するものであります。

このほか新条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で承認第2号の専決処分理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（田中 稔君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、今臨時会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成25年第1回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後4時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年4月11日

議会議長

前議会議長

前議会副議長

署名議員

署名議員